

介護保険料、国民健康保険税の決定通知書などを発送

共通事項

6月中旬に、今年度の介護保険料決定通知書、国民健康保険税納税通知書を発送します。特別徴収ではない人や口座振替をしていない人には納付書を同封しますので、忘れずに納付してください。

介護保険料

今年度の65歳以上の人の介護保険料は下表のとおりです。
生活が著しく苦しいかたや、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定程度減少したかたは、減免制度の対象になる場合がありますので、相談ください。

■市役所介護保険課係
☎(260)5169 FAX(260)5158

国民健康保険税の変更点

■一世帯に課税される国民健康保険税の上限額(課税限度額)を変更

種類	課税限度額
医療給付費分	65万円 (変更前：63万円)
後期高齢者支援金分	20万円 (変更前：19万円)
介護納付金分	17万円

■未就学児に係る均等割額を5割軽減
国民健康保険料に加入する未就学児がいる世帯に対して、未就学児の均等割額を5割軽減します(申請は不要)。すでに一定所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額をさらに5割軽減します。

国民健康保険税 新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度

対象▼
主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯(給与収入の減少によるもの場合、非自発的失業による軽減対象の人は該当しません)・①主たる生計維持者の令和4年の事業収入等のうち、いずれかの収入の減少見込み額が、前年の当該事業収入等の収入額の10分の3以上、②主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下、③主たる生計維持者の減少見込み

である事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下
減免額▼前年所得などにより算出
申し込み▼6月13日(月)以降に電話で保険年金課へ。申請書類などを郵送しますので、必要書類を今年度の最初の納期限まで(必着)に返送してください。

※減免の対象は、原則申請日以降に納期限が到来する分です。

■市役所保険年金課係
☎(260)5114 FAX(260)5158

65歳以上の人の介護保険料

段階	対象	年額(円)
第1	生活保護受給者または本人および世帯全員が市民税非課税で高齢年金受給者	21,006
第2	本人および世帯全員が市民税非課税 本人の公的年金等収入金額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が	80万円以下
第3		80万円超 120万円以下
第4		120万円超
第5		80万円以下
第6	本人は市民税非課税で世帯員の誰かが市民税課税	80万円超
第7	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が	125万円未満
第8		125万円以上 200万円未満
第9		200万円以上 300万円未満
第10		300万円以上 400万円未満
第11		400万円以上 600万円未満
第12		600万円以上 800万円未満
第13		800万円以上 1,000万円未満
第14		1,000万円以上 1,500万円未満
第15		1,500万円以上 2,500万円未満
第16		2,500万円以上

※公的年金等収入金額とは、老齢・退職年金など市・県民税の課税対象の年金収入の額。障害年金や遺族年金は含まれない。
※合計所得金額とは、年金所得、給与所得、不動産所得、配当所得など本人の令和3年中の各所得の合計で、社会保険料控除、医療費控除および株式の譲渡損失などを控除する前の金額。なお、長期または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。
※納付がない場合、未納の期間や額に応じてサービスの給付が制限される場合があります。

住宅の改修工事に伴い固定資産税を減額

工事完了後3か月以内に申告してください

要件を満たした住宅の改修工事をした場合、申告により固定資産税を減額します(下表参照)。

共通事項

対象▼居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅
申告期限▼改修工事完了後3か月以内

申告方法▼申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を持参し、市役所資産税課に申告。
※②と③の減額制度は併用可。

災害による減免制度

震災、風水害、落雷、火災などの災害に遭い、土地、建物などに相応な被害が生じた場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

■市役所資産税課係
☎(260)5237 FAX(264)6093

減額の要件	減額の範囲
<p>①耐震改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅、または共同住宅であること 1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した工事であること 	<p>翌年度分の固定資産税(家屋分)を2分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額</p>
<p>②バリアフリー改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築された日から改修工事完了日まで10年以上を経過し、次のいずれかに該当する人が居住する専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50～280㎡であること(貸家住宅を除く)/65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障がい者 補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した次のいずれかの工事であること/通路または出入口の拡幅、階段の設置または勾配の緩和、浴室・便所・出入口の戸の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、滑りにくい床材への取り替え 	<p>翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり100㎡分まで)</p>
<p>③省エネ改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50～280㎡であること(貸家住宅を除く) 補助金を除く1戸当たりの工事費が60万円を超えるもの 令和6年3月31日までに完了した次の工事であること(㉞は必須・㉞のみでも可)/㉞窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、㉞床、天井、壁の断熱改修工事(㉞と併せて実施するもの) 	<p>翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額</p>

大和市文化創造拠点等運営審議会の委員を募集

文化創造拠点等(シリウス、各図書館・学習センター)の運営などに関する事項を審議する委員を募集します。
任期▼9月1日～令和6年8月31日(年4回程度の会議を予定)
対象/定員▼9月1日現在、市のほかの審議会などの公募委員でない市内在住・在勤・在学・在活動者/1人(文化創造拠点等の指定管理者の利害関係者を除く)

報酬▼会議1回につき8,900円
選考方法▼書類審査
申し込み▼7月8日(金)(必着)までに、応募用紙と小論文(応募用紙で指定するテーマ800字程度)を直接、ファクスまたは郵送でシリウス内図書・学び交流課へ。市のホームページからも可。
※応募用紙は同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

■文化創造拠点シリウス内図書・学び交流課係
☎(263)6680